資料３

日薬業発第 348 号
令和８年 10 月 23 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長　荻野　構一

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する御意見の募集への
意見提出について

平素より、学校薬剤師活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、令和 10 年度以降に順次実施予定の次期学習指導要領等に向けて、基本的な方向性や各教科等の改善の方向性等を示した「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」につき、現在パブリック・コメントを実施しております（別紙１参照。提出期限：令和８年 11 月５日（木））。これにつき本会では、別紙２のとおり、『医薬品の正しい使い方に関する教育の充実』など４項目について同省に対して意見提出いたしましたので、ご報告申し上げます。

つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、今般のパブリック・コメントにつき趣旨等ご確認賜りますと共に、すべての都道府県薬剤師会から意見提出につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

＜意見募集ページ＞
○「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001511&Mode=0

別紙１

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について

令和８年10月６日
文部科学省
初等中等教育局教育課程課

文部科学省では、次期学習指導要領等に向けた改善の方向性等について、令和６年 12 月に中央教育審議会に諮問を行い、専門的な審議を進めてきました。

この度、令和 10 年度以降に順次実施予定の次期学習指導要領等に向けて、基本的な方向性や各教科等の改善の方向性等を示した「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」を中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において取りまとめ、公表したところです。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様からご意見をいただくため、パブリック・コメント（意見公募手続）を行います。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領に則っていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【１．案の具体的内容】

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」参照

【２．提出期限】

令和８年１１月５日（木）

【３．意見の提出方法】

御意見には理由を付して、以下のWebフォームにより提出してください。

https://forms.cloud.microsoft/r/Bp1SKFx3in

※頂いた御意見について迅速に収集・分析して今後の検討に生かすため、電話や郵送等による意見の受付はしておりませんので、御理解願います。

【４．意見提出様式】

・氏名：法人又は団体の場合はその名称。（任意）
・年齢：法人又は団体の場合は記入不要。（任意）
・職業：「教職員/教育委員会関係者/児童・生徒/学生等/保護者/大学・研究機関等関係者/団体として提出/その他」のうち該当するものを選択。備考欄に、具体的な所属

等（「小学校教師」、「指導主事」、「高校生」、団体名等）があれば記入。（任意）

・電話番号（任意）

・メールアドレス（任意）

・意見の分類：①～㉚の分類番号（別紙参照）から一つ選んでください。（必須）

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、１回の回答につき、10 件までとさせていただきます。10 件を超える場合については、再度フォームに入り直していただき、御回答ください。

・意見：1000 字を超える場合、その要旨を記載してください。（必須）

【５．備考】

・御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

・頂いた御意見については、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを除いた上で公表することがございます。

（初等中等教育局教育課程課）

別紙

分類番号	意見の観点
①	第１部　１．子供たちを取り巻く社会や学校の現状と展望
②	第１部　２．次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方
③	第１部　３．「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領
④	第１部　４．多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程
⑤	第１部　５．「余白」の創出を通じた教育の質の向上
⑥	第１部　６．豊かな学びに繋がる学習評価
⑦	第１部　７．情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現
⑧	第１部　８．次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策
⑨	第２部　１．（１）総則に係る諸事項の改善
⑩	第２部　１．（２）幼児教育
⑪	第２部　１．（３）特別支援教育
⑫	第２部　１．（４）高等学校定時制・通信制
⑬	第２部　２．（１）国語
⑭	第２部　２．（２）社会、地理歴史、公民
⑮	第２部　２．（３）算数、数学
⑯	第２部　２．（４）理科
⑰	第２部　２．（５）理数
⑱	第２部　２．（６）生活
⑲	第２部　２．（７）芸術
⑳	第２部　２．（８）家庭
㉑	第２部　２．（９）情報・技術、情報
㉒	第２部　２．（１０）体育、保健体育
㉓	第２部　２．（１１）外国語活動、外国語
㉔	第２部　２．（１２）産業教育
㉕	第２部　２．（１３）道徳教育
㉖	第２部　２．（１４）総合的な探究の時間
㉗	第２部　２．（１５）特別活動
㉘	第２部　３．（１）不登校児童生徒に係る特別の教育課程
㉙	第２部　３．（２）特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程
㉚	第３部　資料編

別紙２

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関するパブリック・コメント
提出意見

団体名：公益社団法人　日本薬剤師会
職業：団体として提出
意見の分類：㉒_第2部2.（10）体育、保健体育

1. 医薬品の正しい使い方に関する教育の充実

近年、市販薬の多様化※1や購入環境の変化（インターネットによるなりすまし購入等）が進む中で、医薬品を正しく使い、自分の健康を自ら維持・管理する能力（ヘルスリテラシー）の育成は重要となっている。

審議のとりまとめにおいても、「生涯にわたって自身の健康等を継続的かつ適切に管理する意思決定能力や実践力」の育成が示されている。

小児を含む幅広い年齢層で医薬品が身近に使用されている現状に鑑み、小学校の段階から系統的に知識を身に付けていく必要がある。小・中・高を通じてヘルスリテラシー教育を充実するためには、小学校の学習指導要領に医薬品の正しい使い方について追記し、小学校から学習することが極めて重要である。

2. 市販薬の過剰使用問題への対応

市販薬の過剰使用（オーバードーズ）が低年齢化※2しており、薬機法改正により濫用のおそれのある医薬品に関する販売規制の強化など※3が行われているが、オーバードーズの背景にある生きづらさや孤独感への対応を含めた教育や啓発が何よりも重要である。

審議のとりまとめにおいて「現代的な課題の顕在化を含め健康課題等が絶え間なく変化し複雑化・多様化している状況や関係法令等を含む社会の要請を踏まえ」とされており、まさに市販薬の過剰使用は喫緊の社会的な重要課題であり、早急な対応が不可欠である。

このため、覚醒剤等の薬物乱用につながるおそれがある市販薬の過剰使用の危険性や依存性について、小学校から学び理解することが重要である。覚醒剤等の薬物乱用のみならず、市販薬の過剰使用に関して、小・中・高の学習指導要領に追記し、小・中・高を通して、系統的に学習する必要がある。

3. 学校薬剤師の活用

医薬品に関する教育内容には専門性の高いものもあることから、上述の1. 2. のような教育にあたっては、保健体育科教諭等と学校薬剤師の連携を図る必要がある。このため、学校薬剤師が薬に関する教育・啓発を行うことができるよう、各学校における体制整備をお願いしたい。

4. 「生命(いのち)の安全教育」の更なる充実

昨年2月より、緊急避妊薬が一定の条件の下、薬局等で販売が可能となり、その対応の中で性被害が推測される事例に接することもある。性犯罪・性暴力に関する様々な課題が指摘される中、子どもたちが自他を大切にし、安全に生きる力を育む「生命(いのち)の安全教育」の更なる充実を望む。

(997 字)

(参考)

※1 医療用医薬品から市販薬に転用された主な医薬品(令和7年～8 年承認)

・タダラフィル(販売名:シアリス、勃起不全治療薬)
・ラメルテオン(販売名:ロゼレム S、催眠鎮静薬)
・エピナスチン塩酸塩(販売名:ロートアルガードエピナスチン点眼薬/アレジオン点眼薬、抗アレルギー点眼薬)
・レボノルゲストレル(販売名:ノルレボ/レソエル72、緊急避妊薬)
・ランソプラゾール(販売名:タケプロン S、胃腸薬(プロトンポンプ阻害剤))
・メロキシカム(販売名:メロキシン/イブモービック、非ステロイド性消炎・鎮痛剤)

※2 市販薬の過剰使用の状況

- 精神科で治療を受けた 10 代の患者の調査において、市販薬を主たる薬物とする患者の割合は、2016 年 25.0%、2020 年 56. 4%、2024 年 71. 5%であり、直近 10 年間で急増している。
 出典:全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査(2024年)報告書 (国立精神神経医療研究センター 令和 6 年度厚生労

働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業））

- 2024 年の全国高校生調査において、過去 1 年間に市販薬の乱用経験のある高校生の乱用頻度は「1回～数回」という回答が全体の 40%、「週に数回」「ほとんど毎日」のように反復的な乱用をうかがわせる回答が全体の 10%であった。

 出典：薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2024 年）報告書 （厚生労働省 依存症に関する調査研究事業 青少年および学校関係者を対象とする薬物依存に関する全国調査と薬物問題への対応に関する研究）

※3 R7 年の薬機法改正の概要

薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品であって、濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品として「指定濫用防止医薬品」が新設された。指定濫用防止医薬品の販売時の情報提供の方法、確認事項等が定められ、薬剤師等は、販売時に、指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の医薬品等の使用状況等を確認し、特に、18 歳未満の者には大容量製品又は複数個の指定濫用防止医薬品を販売してはならないとされた。